特定非営利活動法人まちづくりスポット

公益通報者保護に関する規程

（目 的）

第１条 特定非営利活動法人まちづくりスポット（以下、当団体という。）は、法令違反ないし不正行為による不祥事の防止及び早期発見、自浄作用の向上、風評リスクの管理、並びに社会的信頼の確保のため、「ヘルプライン」を設けるとともに、その運営の方法等を明らかにする目的のため、「公益通報者保護に関する規程」(以下「この規程」という。)を定める。

（対象者）

第２条 この規程は、当団体の理事、監事、及び職員・契約職員・パートタイム職員・ボランティアスタッフを含むすべての職員(以下、役職員という。）に対して適用する。

（通報等）

第３条 当団体、当団体の役職員の不正行為として別表に掲げる事項(以下、申告事項という。)が生じ、又は生じるおそれがあり、これについて役職員が通常の業務遂行上の手段・方法によって改善することが不可能又は困難である場合、役職員はこの規程の定めるところにより、通報、申告又は相談(以下、通報等という。)をすることができる。

２　　前項の申告事項を提供した者(以下、通報者という。)は、この規程による保護の対象となる。また、通報者に協力した役職員及びその通報等に基づく調査に積極的に関与した役職員も同様とする。

３ 役職員は、この規程に基づき、通報等を積極的に行うよう努めるものとする。

（通報等の方法）

第４条 この規程に基づいて通報等をする場合、役職員は、次のヘルプライン窓口に対して、電話、電子メール、書面又は直接面談する方法等により通報等をすることができる。各ヘルプライン窓口の電話番号、電子メールのアドレス等は、別途役職員に通知するものとする。

(1)　人事・労務関する事項又は一切の法律問題に関する通報等
　　ヘルプライン窓口　コンプライアンス担当理事

(2)　理事の不正に関する通報又は内部組織での対応が困難と思われる事項に関する通報等
　　ヘルプライン窓口　監事

(3)　その他の事項に関する通報等
　　ヘルプライン窓口　コンプライアンス担当理事

２　　上記のヘルプライン窓口にかかわらず、役職員は別に定める外部ヘルプライン窓口を利用することができる。
３　　役職員は、前項に定めるヘルプライン窓口の一つを選択して通報等を行うものとする。ただし、第８条に定める調査結果について疑義が残る場合には、前に行った通報等の結果を添えて別のヘルプライン窓口に通報等をすることができる。
４　　ヘルプライン窓口に限らず、相談又は通報を受けた役職員（通報者の管理者、同僚等を含む。）は、この規程に準じて誠実に対応するよう努めなければならない。

（通報等の窓口での対応）
第５条 ヘルプライン窓口は、申告事項のうち、業務上の法令違反や、社会から非難を受けるおそれのある業務上の通報等について受け付け、すみやかにその対応を行うものとする。ただし、個人に関する根拠のない誹謗中傷は受け付けないものとする。
２　　無責任な通報等を避けること及び事実関係の確認と調査を行うため、通報等は原則として実名によるものとする。ただし、事情により、匿名による通報等も受け付けるものとする。
３　　就業規則その他に定める守秘義務に関する規程は、この規程の定めに従って行われる通報等を妨げるものではない。

（通報等に基づく調査）
第６条　通報等を受けたヘルプライン窓口は、通報者に対して、通報等を受けた日から30 日以内に調査を行う旨の通知又は正当な理由がある場合は調査を行わない旨の通知を行うものとする。
２　　通報等に基づく調査において、通報等の対象となった者は、公正な聴聞の機会と申告事項への反論及び弁明の機会が与えられるものとする。
３　　役職員は、通報等に基づく調査に対して積極的に協力し、知り得た事実について忠実に真実を述べるものとする。

（利益相反者の排除）
第７条 通報事項又は不利益取扱事項に自らが関係する者（以下、利益相反者という。）は、ヘルプライン窓口、通報等に基づく調査その他通報処理に関与してはならない。
２ コンプライアンス担当理事は、利益相反者が、前項の業務に当たっている場合には、直ちに、当該利益相反者に替えて、別途担当者を指名する。

（公正公平な調査）
第８条 通報等を受けた各ヘルプライン窓口は、通報等の対象となった申告事項の内容

（ただし、通報者の氏名を除く。）を、直ちにコンプライアンス担当理事に報告し、また、その事実の有無及び内容について速やかに調査し、その調査結果をコンプライアンス担当理事に報告するものとする。

2　通報等によって提供された情報については、各ヘルプライン窓口において調査することを原則とするが、必要に応じて法律事務所等他の調査担当部署に調査を依頼することができる。

3　ヘルプライン窓口、他の調査担当部署における調査は、通報等に基づく情報により、公正かつ公平に行うものとする。

4　前３項の調査において通報者の名前を開示する必要がある場合であっても、通報者の同意を得なければ、通報者の氏名を開示することはできないものとする。

（調査結果の通知等）

第９条 調査担当部署は、通報等を受け付けたヘルプライン窓口に、調査結果をできる限り速やかに通知するものとする。ただし、通報等の対象となった者の個人情報の扱いについては、プライバシーの侵害とならないよう、十分注意するものとする。

2　調査担当部署から調査結果について通知を受けたヘルプライン窓口は、通報者に対して連絡ができる場合、通報者に対して調査結果を通知する。ただし、匿名による通報等の場合はこの限りではない。

（調査結果に基づく対応）

第 10 条 前条の調査結果が重大である場合には、コンプライアンス担当理事又は当該業務担当理事は速やかに対応を行うものとし、必要に応じ理事会に諮問し、又は直ちに違法行為を中止するよう命令する等、必要な措置を講じる。

2　すべての調査結果は代表理事に報告するものとし、必要に応じて懲戒処分の手続をとり、又は刑事告発、是正及び再発防止措置などをとるものとする。

3　通報等をした役職員が当該調査対象である申告事項に関与していた場合、懲戒処分その他の扱いにおいて、通報等をしたことを斟酌するものとし、その不利益処分を軽減することができる。

4　調査結果並びにそれに対する対応の概要（ただし、通報者の氏名を除く。）は、直近に開催される理事会において報告するものとする。

（情報の記録と管理）

第 11 条 通報等を受けたヘルプライン窓口及び調査担当部署は、通報者の氏名（匿名の場合を除く。）、通報等の経緯、内容及び証拠等を、部署内において記録･保管するものとする。

２　　通報等を受けた各ヘルプライン窓口、調査担当部署に関与する者その他情報を知り得た者は、その情報に関して秘密を保持しなければならず、通報者の同意がない限り、通報者の氏名等の情報を開示してはならない。

３　　当団体の役職員は、各ヘルプライン窓口、調査担当部署に対して、通報者の氏名等を開示するように求めてはならない。

（不利益の禁止）

第 12 条 当団体の役職員は、通報者の氏名等を知り得た場合、通報等の行為を理由として、通報者に対する懲罰、差別的処遇等の報復行為、人事考課への悪影響等、通報者に対して不利益になることをしてはならない。

（懲戒等）

第 13 条 第５条第１項ただし書きによる個人に関する根拠のない誹謗中傷を行った場合、第 10 条第２項に規定する者が通報者の氏名その他の秘密を漏洩した場合及び同条第３項に規定する者が通報者の氏名等の開示を求めた場合又は前条の通報者に対して不利益になることをした場合には、情状によりそれらの者を、懲戒処分に処す。

２　　懲戒処分の内容は、役員（ただし監事を除く。以下本条において同じ。）の場合は、戒告とし、職員の場合は、就業規則に従い戒告、減給、諭旨退職又は懲戒解雇とする。ただし、役員の場合、自主申告による報酬減額を妨げない。

３　　前項の懲戒処分は、役員については社員総会が決議し、職員については代表理事がこれを行う。

（外部通報への準用）

第 14 条 当団体の役職員以外の者からの通報が行われた場合においても、当団体は、第３条の規定に関わらず、この規程に準じて必要な措置を実施するものとする。ただし、第 11 条及び第 12 条に定められた役員及び役職員に対する処分の規定は適用しない

（公益通報者保護制度のための教育）

第 15 条 当団体は、当団体の役職員に対して、公益通報者保護制度に関する研修を行い、また、役職員は当団体の倫理規程を含むこれらの事項について、定期的に研修を受けるものとする。

（費用弁償等）

第 16 条 この規程に基づいて、ヘルプライン窓口の受付部署が申告事項に関わる調査・相談等を行った場合の費用は、当団体が負担する。

（改 廃）
第 17 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則
この規程は、2021 年 6 月 7 日から施行する。(2021 年 6 月 7 日理事会議決)

(別 表)
不正の定義
この規程において、法令違反及び不正行為として申告できる事項は、次の事項とする。
１ 法令に違反する行為(ただし、努力義務に係るものを除く。)
２ 当団体の役員、職員、会員、取引先、受益者、その他利害関係者の安全、健康に対して危険な行為又は危険を及ぼす恐れのある行為
３ 就業規則その他の内部規程に違反する行為（ただし、人事上の処遇に関する不満及び努力義務に係るものを除く。）
４ 当団体の倫理規程に違反する行為（ただし、努力義務に係るものを除く。）
５ 上記各号又はこれらの行為の隠蔽、証拠隠滅、情報漏洩により当団体の名誉又は社会的信用を侵害する恐れのある行為

以上